

# 島川小学校父母と先生の会 規約

## 第1章 名称・事務局

第1条 この会は島川小学校父母と先生の会（略称：島川小PTA）といい、事務局を島川小学校内におく。

## 第2章 目的・事業

第2条 この会は父母と先生が共に学び合うとともに、学校と家庭の連携を密にし、協力することによって児童の豊かな成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員の研修と親睦に関する事。
2. 学校教育の理解と協力に関する事。
3. 教育目的達成のための施設設備の充実にに関する事。
4. 児童の育英、健康、生活指導に関する事。
5. その他必要と認められる事。

## 第3章 会員

第4条 この会は島川小学校に在籍する児童の保護者及び教職員をもって正会員とする。（また、この会の趣旨に賛同する児童卒業後3年間旧会員（中学校PTA会員）をもって賛助会員とする。）

## 第4章 役員 選出

第5条 この会に次の役員をおく。役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 監事 1名
4. 顧問 1、2名
5. 総務 1名（職員）
6. 会計 1名（職員）

第6条 役員選出は次の方法による。

1. 会長、副会長、監事は立候補を募り、定期総会に会員の互選により選出する。
2. 顧問は島川小学校長及び前会長とする。
3. 総務、会計は会長が委嘱する。

第7条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。欠員による場合は残任期間とする。

第8条 役員任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務の総括、役員会、部会の議長を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
3. 監事は会計を監査する。
4. 会長、副会長、監事は各部の部長を兼ねる。
5. 顧問は会長の諮問に応じ、役員会等この会の各集会に出席し、発言権並びに議決権を有する。
6. 総務は会務の全体企画と推進、調整及び経費の支出命令を行う。
7. 会計は会計事務（金銭の出納、決算書、予算資料の作成）を行う。

## 第5章 会議・運営

第9条 この会は次の集会によって運営する。

1. 定期総会
2. 役員会
3. 部会
4. 監事会

第10条 定期総会は最高決議機関で、毎年1回、4月に会長が招集し、決算の承認、会務の報告

及び審議、予算審議、規約の改正、役員選出、その他必要と認めた事項について議決する。

1. 総会は出席会員をもって定足とする。
2. 議長は会長が務める。
3. 議決は多数決によるが、賛否同数のときは議長が決める。
4. 臨時総会は役員会が必要と認めたとき及び会員の3分の1以上の要求があったときに会長が招集する。

第11条 役員会は正副会長、監事、顧問、総務をもって構成し、必要により随時開催する。

1. 事務遂行のための具体的な事項
2. 補正予算
3. 特別委員会の構成
4. 総会から委嘱された事項
5. その他必要な事項

第12条 部会として事業部（ベルマーク）、研修部、行事部を設置し、会員全員がどれかの部に所属する。部会は部長が招集して開催し、会務遂行に必要な事項を決議し、その事業にあたり執行に対して責任を負う。

第13条 監事会は、監事、総務、会計をもって構成し、年1回以上会計の監査をし、総会及び役員会にその結果を報告する。

## 第6章 会 計

第14条 この会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 会費の金額は定期総会で決める。但し、特別の事情のある場合は免除することができる。

第16条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行う。

第17条 この会の経理は会計監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第18条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 付 則

第19条 この会における活動及び会計については記録し保管する。保管期間は5年とする。

第20条 この会の慶弔は、別に定める規定に基づいて行う。

第21条 この規約は昭和35年4月1日から実施する。

昭和43年4月	1日	一部改正実施する。
昭和45年4月	1日	一部改正実施する。
昭和63年4月	1日	一部改正実施する。
平成 2年4月	1日	一部改正実施する。
平成 4年4月	15日	一部改正実施する。
平成 8年4月	1日	一部改正実施する。
平成12年4月	14日	一部改正実施する。
平成13年4月	13日	一部改正実施する。
平成25年4月	21日	一部改正実施する。
平成26年4月	21日	一部改正実施する。
平成30年4月	18日	一部改正実施する。
令和 5年3月	3日	一部改正実施する。

細 則

## 第1章 慶弔規定

第1条 この規定は、規約第20条に基づく規定である。

第2条 会員死亡の時は、花輪、香典（5,000円）をおくる。

第3条 児童死亡の時は、花輪、香典（5,000円）をおくる。

第4条 その他特別な場合については、三役で協議の上、決定する。